

貸金2類型における利率変更のある申立てについて

貸金2類型の申立てにおいて、契約と初回貸付日の間に利率変更（無利息期間の0%を含む）がある場合、請求金額及び計算書にずれが生じています。このような事案ではシステムによる進行が困難となる場合がありますのでご注意ください。

なお、入力方法等についてご不明の点がありましたら、最高裁判所事務総局民事局第一課事件係（03-5215-2630）宛てにお問い合わせください。